

生駒市立学校・園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(第3版)

令和3年2月
生駒市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の対策等については、これまで各学校園において最大限の注意を払って取り組んでいただいているところである。コロナ禍においても、子どもたちの学びを保障するため、幼児児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要である。

「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会についての考え方が明らかにされる中、学校園においても周辺地域等の感染状況に柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ、この「新しい生活様式」への円滑な移行と幼児児童生徒及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要である。

今般、通常授業（保育）の再開から一定期間が経過し、関東圏、関西圏をはじめとした地域に再び緊急事態宣言が発令される中、学校において感染事例が見られるなど、学校園・教育委員会等が連携し、対応を進める中で新たな知見があったことを踏まえ、学校園において留意すべき事項について改めて整理したので、この内容を十分に斟酌し、引き続き細心の注意のもと、感染症対策を徹底し、教育活動を進めていただきたい。

なお、この取扱いについては、当面の間のものである。

新型コロナウイルスを取り巻く状況については、日々状況が変化しているため、今後この取扱いに変更が生じる場合があることをあらかじめ理解いただき、適宜教育委員会と十分連携を図り適切に対応いただきたい。

策定 令和2年 9月 8日
第2版改定 令和2年12月14日
第3版改定 令和3年 2月15日
生駒市教育委員会

目 次

I. 予防編	1
1. 感染症対策用の持ち物について	1
2. 基本的な感染症対策の実施について	1
(1) 感染源を絶つこと	1
(2) 感染経路を絶つこと	1
(3) 抵抗力を高めること	3
3. 集団感染のリスクへの対応について	5
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	5
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	6
(3) 「密接」の場面の対応（マスクの着用）	7
4. 各教科等について	8
(1) 感染のリスクが高い活動	8
(2) 教科等の実施について	8
5. 部活動について	9
(1) 部活動の実施について	9
6. 給食について	10
7. 清掃活動について	11
8. 休み時間について	11
9. 登下校について	11
II. 対応編	12
1. 出席停止等の取扱い	12
(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と特定された場合	12
(2) 幼児児童生徒の同居家族が、濃厚接触者と特定されたり、発熱等かぜ症状が見られたり する等により、検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合	12

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜ症状が見られる場合.....	13
(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について...	13
(5) 保護者から学校園を休ませたいと相談された場合の対応.....	14
(6) 海外から帰国した幼児児童生徒への対応について.....	14
2. 学校園・学年・学級臨時休業の考え方について.....	15
(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合.....	15
(2) その他臨時休業措置にあたっての注意事項.....	16
3. 出席停止・臨時休業発生時の対応について.....	16
(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応.....	16
(2) 臨時休業に係る広報周知.....	18
★ 対応フローチャート.....	20

I. 予防編

1. 感染症対策用の持ち物について

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

そのためには、幼児児童生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的に次のようなものが必要となる。

(感染症対策用の持ち物)

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2. 基本的な感染症対策の実施について

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底

- ・登校前に各家庭で検温を行い、健康観察の記録を健康チェック表に記入させる。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養させる。

②登校時の健康状態の把握

- ・登校後は、手洗いを済ませてから教室に入るように指導する。
- ・健康チェック表を確認し、確認できなかった児童生徒については、教職員が検温及び健康観察を行う。

③登校時に発熱等の風邪の症状がみられた場合

- ・児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
- ・「発熱等の風邪の症状のある児童生徒」と「外傷や心身の不調などを訴える児童生徒」が接することのないよう別室対応を行う。

(2) 感染経路を絶つこと

①手洗いの徹底

- ・6つのタイミングでの手洗いを徹底する。
- ・手洗いは30秒かけて、流水と石けんで丁寧に洗うこと。
- ・流水での手洗いができないときは、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。

手洗いの6つのタイミング



石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後 流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)



②咳エチケット

- ・咳エチケットについて指導する。



③消毒

- ・教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に手を触れる箇所を1日1回以上消毒液を使用して清拭する。
- ・消毒できるものは消毒を行い、使用後は手洗いするよう指導する。

(3) 抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がけるよう指導すること。

【参考】次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10ml(商品 付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きぼんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

[注意]・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとする。

- ・「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法等への配慮について、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理マニュアル～「新しい生活様式」～」を参考に十分に留意する必要がある。

3. 集団感染のリスクへの対応について

新型コロナウイルス感染症では、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされているため、この3つの条件が同時に重なる場を避ける。



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（20分～25分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行う。

①常時換気の方法

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。
- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。
- ・窓を開ける幅は10cmから20cmを目安とするとともに、上の小窓や廊下側の欄間を全開にする等の工夫も考えられる。
- ・廊下の窓を開ける。

②常時換気が困難な場合

- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（20分～25分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。

③窓のない部屋

- ・常時入り口を開ける、換気扇を使用するなど十分に換気に努める。また、使用時は人の密度が高くならないように配慮する。

④体育館のような広く天井の高い部屋

- ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋でも換気に努める。

⑤エアコンを使用している部屋

- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

⑥換気設備の活用と留意点

- ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・換気設備だけでは換気能力が足りず、自然換気と併用が必要な場合が多いことに留意が必要である。
- ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃が必要である。

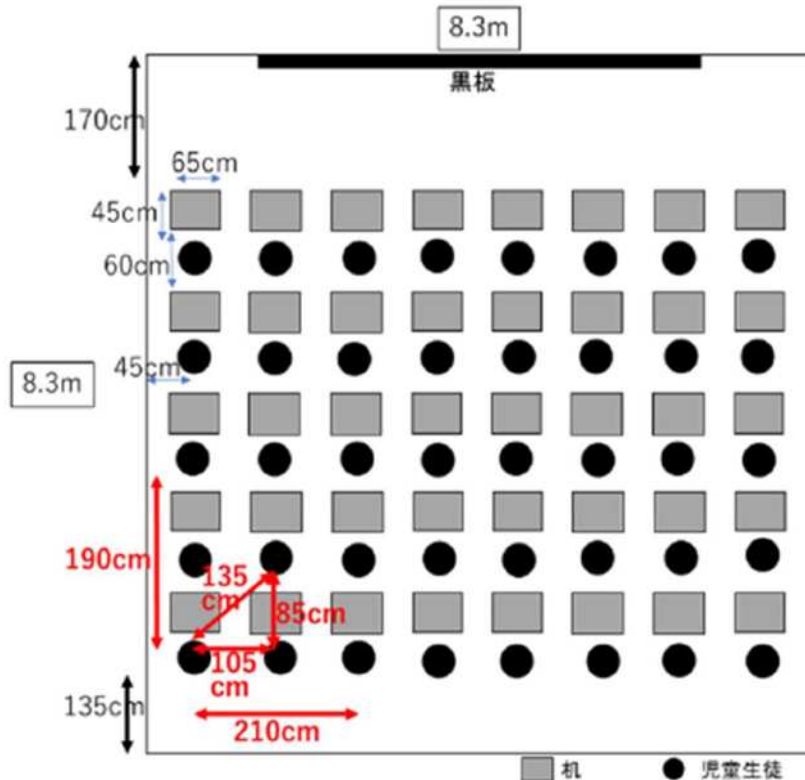
⑦冬季における換気の留意点

- ・冬季は冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。
- ・気候上可能な限り、常時換気に努める（難しい場合には20分～25分に1回以上窓を全開にする）。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応することが必要である。
- ・室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・教室での座席配置は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる。
- ・次図参照。

(参考) レベル1・2地域 (1クラス40人の例)



(3) 「密接」の場面の対応 (マスクの着用)

- ・ 基本的には常時マスクをすることが望ましい。
- ・ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。また、熱中症が危惧される時期の登下校時は、近距離での会話は控えるよう注意しながら基本的にマスクを外す。
- ・ 教室内で児童生徒が息苦しいと感じたときは、自分自身の判断でマスクを外すよう指導する。
- ・ 外すときは、換気や児童生徒等の中に十分な距離を保つなどの配慮を行うこと。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用は不要である。ただし、十分な身体的距離が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。
- ・ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要である。マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合は身体的距離をとることが必要である。

4. 各教科等について

(1) 感染のリスクが高い活動

(◎は特にリスクが高い活動)

- ◎各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ◎音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ◎家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ◎体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

(2) 教科等の実施について

- ・上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、下記の留意事項も可能な範囲で参照する。
- ・できる限り個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日付スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡）を踏まえた取扱いとすること。
- ・音楽の授業において合唱を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に

において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日付文部科学省初等中等教育局長文化庁次長通知2文科初第1344号）を踏まえた取扱いとすること。

- ・特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるので、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

5. 部活動について

(1) 部活動の実施について

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。

【奈良県に緊急事態宣言が発令された段階】

- ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。

【感染者の増加および医療体制の負荷が蓄積する段階】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要。
- ・なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要。

【感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

(全体を通じての留意事項)

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動

- にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
 - ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
 - ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等とはもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
 - ・部活動で合唱を行う場合は、音楽の授業における取扱いに準じること。
 - ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
 - ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
 - ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

6. 給食について

- ・給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、教室の前方を向いて喫食すること。
- ・配膳や食事中の会話を控えるよう指導すること。
- ・上記に加え、「学校給食の配膳について（お願い）」（令和2年6月4日付生駒市教育委員会学校給食センター所長教育指導課長事務連絡）を確認し、各校の状況に応じて対応すること。

7. 清掃活動について

- ・換気のよい状況で、マスクをした上で行うよう指導すること。
- ・掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うよう指導すること。
- ・消毒用エタノール、一部の界面活性剤を使った消毒については、掃除の時間に児童生徒と一緒に作業してかまわない。しかし、次亜塩素酸ナトリウム消毒液については児童生徒には扱わせないようにすること。

8. 休み時間について

- ・必要以上の接触や近距離での会話が無いよう指導すること。
- ・休み時間後は手洗いをするよう指導すること。

9. 登下校について

- ・登下校の際には密接とならないよう指導すること。
- ・また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、登下校時に人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すこと。
- ・公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用すること。

II. 対応編

1. 出席停止等の取扱い

校園長は、安全を最優先に考え、次の措置基準に基づき、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。

幼児児童生徒について、感染が判明した場合または濃厚接触者※と特定された場合、発熱等の風邪症状がみられる場合は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

同居家族について、感染が判明した場合は、当該幼児児童生徒を濃厚接触者扱いとし、出席停止とする。また、濃厚接触者と特定された場合や、発熱等の症状により医療機関を経て検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合については、本人の登校を控えるよう指導する。その場合、保護者から学校園へ必ず連絡するよう周知し、併せて、教育委員会に速やかに報告すること。

※ 本マニュアルでは、「濃厚接触者」とは、国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、奈良県郡山保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり健康観察が必要な者とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と特定された場合

（同居家族の感染が判明した場合は、当該幼児児童生徒を濃厚接触者扱いとする）

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

- ① 感染の場合 開始日：感染の判明した日
ただし、判明前から欠席していれば、最終登校園日の翌日
終了日：専門医等が治癒を認める等、登校（園）を許可したとき
- ② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と特定された日（同居家族の感染判明日）
終了日：症状が出なければ奈良県郡山保健所等の指示する期間
（陽性者との最終接触のあった日の翌日から2週間）
⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ
⇒検査で本人が陰性と判明すれば、奈良県郡山保健所等の指示する期間

(2) 幼児児童生徒の同居家族が、濃厚接触者と特定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合

【登校を控えるよう指導 控えた場合、出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

終了日：同居家族が陰性となった場合、判明した日

⇒同居家族の感染が判明すれば「(1) ②」へ

※ただし、所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査の場合は、これに含めない。（以降、同じ。）

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

※「発熱等かぜ症状」とは、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと※

※症状が続けば、新型コロナ・発熱患者受診相談窓口へ要相談

② 症状が続き、新型コロナ・発熱患者受診相談窓口へ相談した場合

終了日：検体検査（PCR検査・抗原検査）を受けず、様子見となった場合は、医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと

③ 新型コロナの検体検査（PCR検査・抗原検査）を受けた場合

終了日：陰性となった場合、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと

⇒感染が判明すれば（1）へ

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下「基礎疾患児」という。）の登校園については以下のように取り扱うこと。

① 登校園の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、改めて受け入れ体制などを主治医や学校園医等に相談する等、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校園の判断をすること。

また、基礎疾患児についても、同様に対応すること。

なお、これらにより感染予防のために登校園すべきでない判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。幼稚園については幼児出席簿に記載すること。

※重症化するリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校教育活動等における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められること。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(5) 保護者から学校園を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校園運営の方針について理解を得るよう努めること。

その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録することも可とする。

幼稚園については、幼児出席簿の備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、園長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載すること。

(6) 海外から帰国した幼児児童生徒への対応について

過去14日以内に海外（全ての国・地域）から帰国した幼児児童生徒については、検疫所長の指定する場所（自宅等）で14日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

加えて、帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある幼児児童生徒については、検疫におけるPCR検査・抗原検査の結果が陰性かつ、自宅等で14日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状が有る場合は、上記(3)とみなすこと。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

2. 学校園・学年・学級臨時休業の考え方について

教育委員会は、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について次により判断する。

(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合

① 濃厚接触者の特定等のための臨時休業の要否

教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、奈良県郡山保健所等と協議し濃厚接触者の特定等を行う。この際、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が奈良県郡山保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断する。教職員の感染が判明した場合も同様とする。	休業措置をとった場合の内容については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1~2日が目安) ※
---	---

※濃厚接触者の特定等に時間を要する場合は、奈良県郡山保健所等や学校園医等と相談のうえ、翌日以降必要な日数

② 濃厚接触者の特定後の措置

濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、感染が判明した幼児児童生徒及び濃厚接触者に特定された幼児児童生徒に対し、出席停止の措置をとり、原則として学校園は再開する。その際、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校園における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて、必要により当該学級をはじめ、それ以外の

学級も臨時休業を行うこともある。また、状況によっては、周辺の学校園の全部または一部において臨時休業を行うこともある。

③ 臨時休業を行った場合

教育委員会は、感染により臨時休業を行った学校園について、当該幼児児童生徒等の最終登校園日の翌日から14日間を目安として臨時休業を行うものとするが、その期間については、学校園が学校園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校園における活動の態様や、接触者の多寡等を考慮して決定する。

(2) その他臨時休業措置にあたっての注意事項

上記を基本に、臨時休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生状況を踏まえること。
- ・個別の病状を踏まえること。
- ・学校園医と相談すること。

3. 出席停止・臨時休業発生時の対応について

(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応

本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、報道発表を行い、学校園名を公表することとしていることから、速やかに対応すること。

ただし、奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合には公表しないことがある。

① 学校園医・教育委員会との連携

- ・日々の幼児児童生徒の健康管理等については、学校園医との連携が重要なため、学校園から出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。次に示す場合は、教育委員会に必ず報告すること。

◎保護者等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

(a)幼児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査・抗原検査を受検した場合（受検予定の場合を含む）

(b)幼児児童生徒本人が、奈良県郡山保健所等から濃厚接触者と特定された場合

(c)幼児児童生徒の同居家族が、検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合

② 奈良県郡山保健所等、関係機関との迅速な連携

- ・幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合、奈良県郡山保健所等と速やかに連携することとし、学校園内の消毒をはじめ、専門的な内容について助言を受けられるようにする等、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。

③ 保護者への周知

- ・学校園は、全保護者に対し、メール等により可及的速やかに、当該校園において感染者が出たこと、一旦学校園が休業となること、留意事項及び問い合わせ先等を周知する。併せて当該幼児児童生徒の在籍する学級の保護者に対し、感染拡大防止のため、濃厚接触者を特定するための調査に協力していただく旨を連絡すること。

((2)も参照。)

④ 感染拡大防止に向けた情報収集等

- ・感染者発生による臨時休業期間中は、奈良県郡山保健所等の指導に従い、学校園での感染状況の把握と感染の拡大防止に努めること。
- ・奈良県郡山保健所等から、学校園に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合は、感染拡大防止に向け、積極的な協力が必要である。このため、情報の収集・管理・提供についてあらかじめ担当者を決めておく必要があるが、連日の業務になることもあり、チームでの対応も考慮すること。
- ・想定される照会事項は、過去3日間の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を始めること。
- ・校園内での接触者について、接触歴を調査し、奈良県郡山保健所等の指示により健康観察が必要な接触者を抽出し、指定された観察期間中は自宅等で継続的に健康観察を行うが、担当者は本人から得られた健康情報を求めに応じて奈良県郡山保健所等に提供し必要な指示を受けること。
- ・今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の幼児児童生徒に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校園全体の幼児児童生徒の健康状態の把握にも積極的

に取り組み、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携し児童生徒の心のケアについても注意を払うこと。

⑤ 学校園内の消毒対応

- ・ 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の消毒にあたっては、学校園は、当該幼児児童生徒及び教職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外立ち入り禁止にする等、作業時の安全確保と汚染を広げないように留意すること。
- ・ 消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ、上から下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので汚染を広げないように、注意して念入りに消毒洗浄すること。
- ・ 消毒作業にあたる教職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ポリ袋で自作したもので代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用とし二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。
- ・ また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告に併せて、奈良県郡山保健所等に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

① 学校園から保護者等への周知・依頼

- ・ 教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明し公表することとした場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。
- ・ なお、感染者が判明した場合を除き、出席停止を決定したことのみをもって周知することは、原則必要ない。
- ・ また、臨時休業や感染者が判明したことを公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談すること。
- ・ 臨時休業や感染者が判明したことの通知に併せて、適宜、保護者に対して、幼児児童生徒の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校園へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校園から定期的に幼児児童生徒の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。
- ・ また、併せて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努めること。

② 教育委員会から報道発表・広報周知

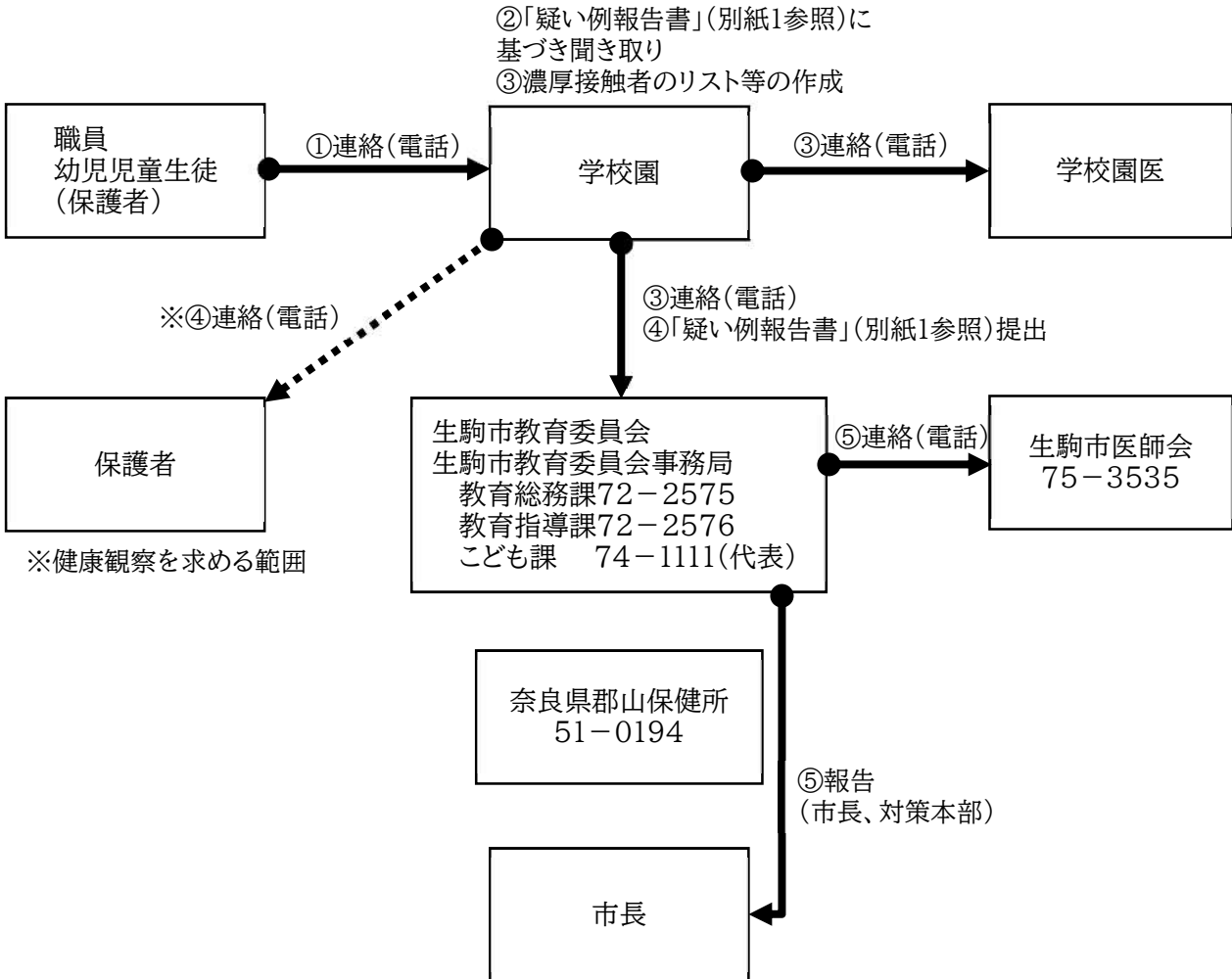
- ・本市においては、幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、速やかに報道発表を行い、学校園名を公表する。
- ・報道発表をするとともに、学校園名、臨時休業期間等を市ホームページに掲載する。
- ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合、及び奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合は、公表しないことがある。

★ 対応フローチャート

※丸数字は時系列を表しています。

職員・幼児児童生徒（本人）が検体検査（PCR検査・抗原検査）を受ける場合

※ただし、所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査の場合は、これに含めない。

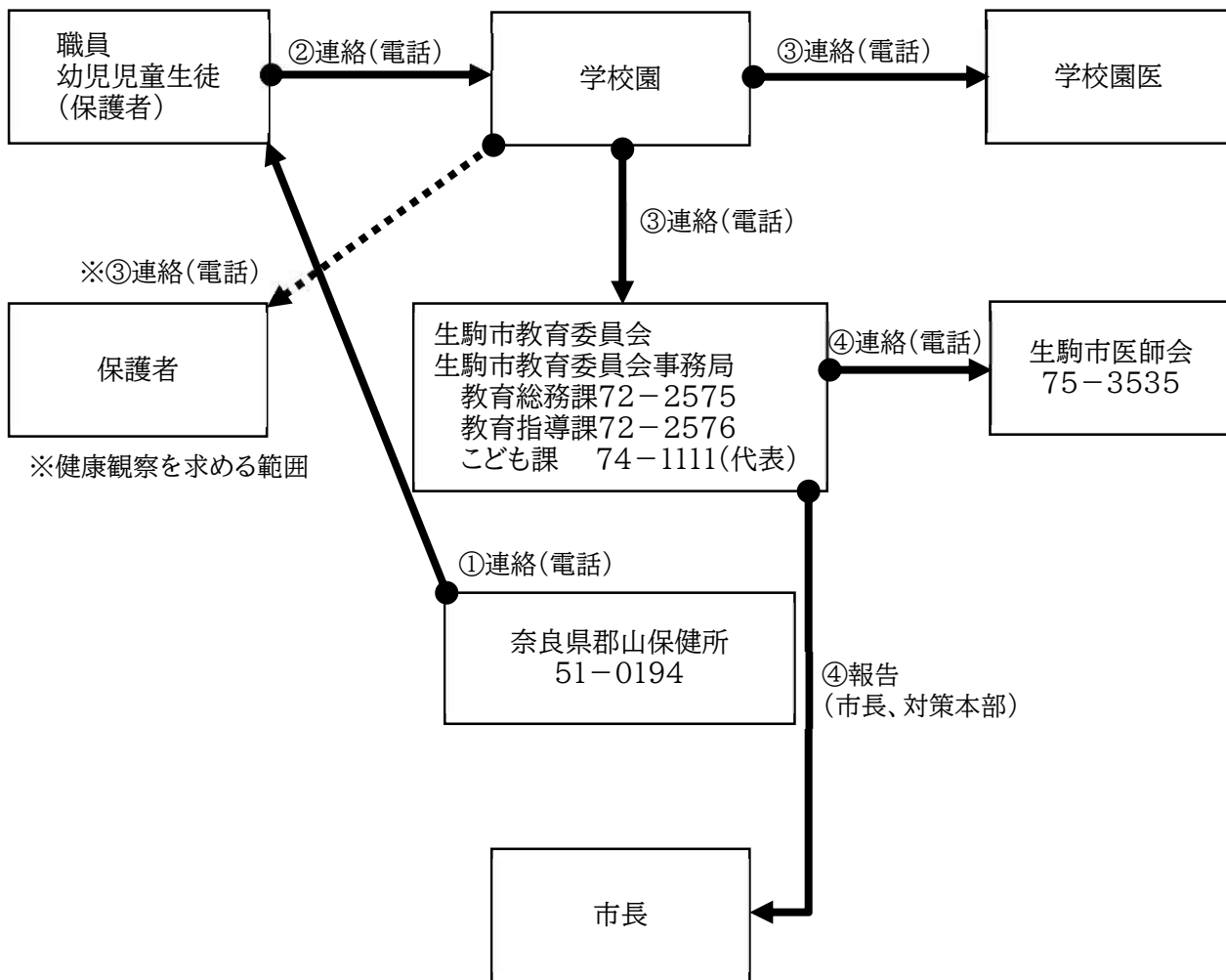


【検査結果が判明するまでの準備】

- 学校園での作業・対応準備
 - ・当該クラス、又は接触のあったクラスの消毒
 - ・職員への連絡、職員の勤務体制の調整
 - ・保護者からの問い合わせ窓口担当者の決定（基本は管理職）
 - ・検査結果が判明するまで、当該クラスと他のクラスの接触を最小限に努める等の工夫
 - ・奈良県郡山保健所等との協議に向けた準備として、濃厚接触者リスト、本人の行動記録、校園要覧、教室（保育室）平面図・写真及び本人が職員の場合は職員室の座席表を用意
- 生駒市教育委員会が行う準備
 - ・検査結果が陽性であった場合に備え、当該校園の保護者への第1報、報道資料の作成

検体検査（PCR検査・抗原検査）の結果が陰性の場合

※丸数字は時系列を表しています。

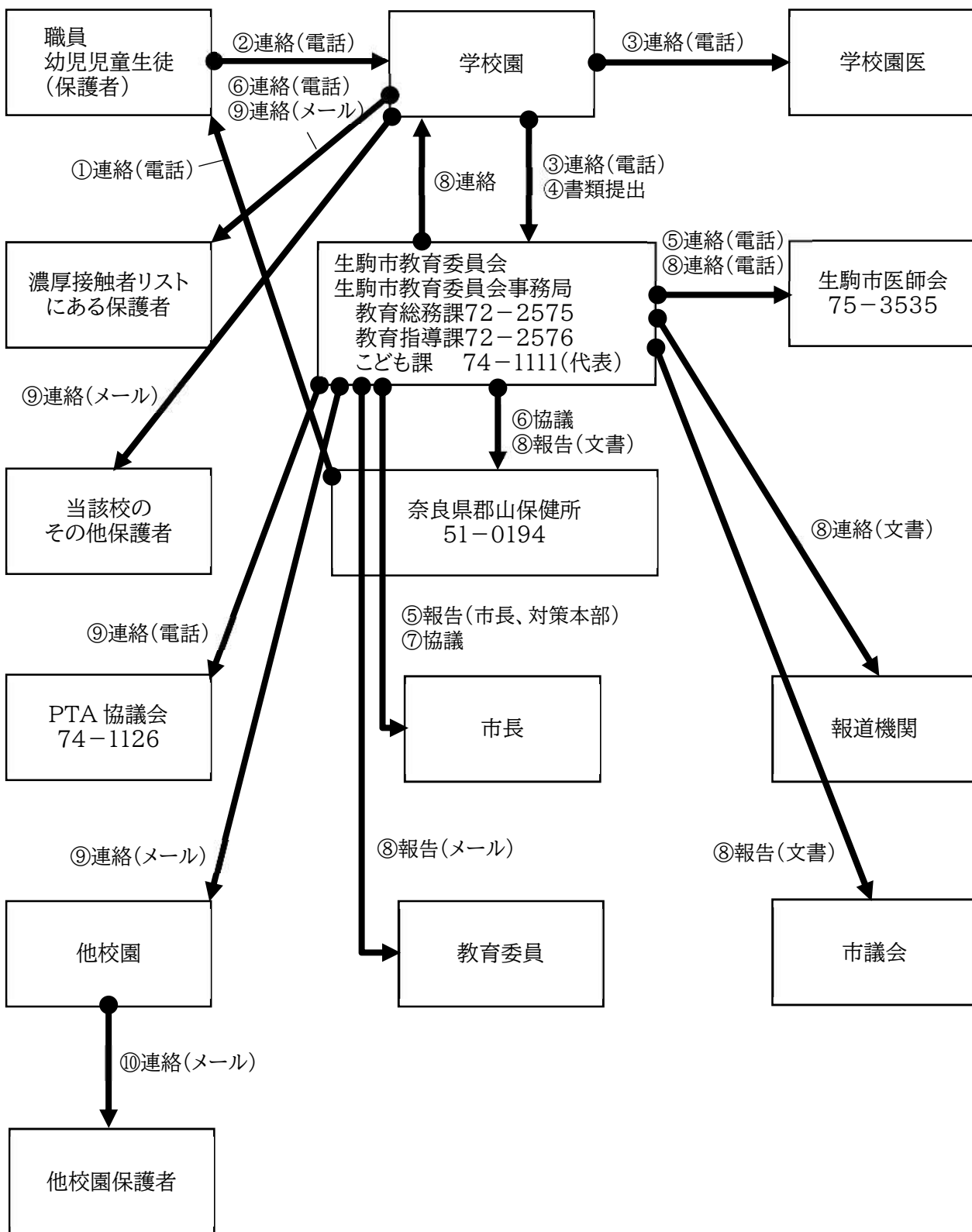


【検査結果を受けた対応】

- ・濃厚接触者として検体検査（PCR検査・抗原検査）を受けた本人は、奈良県郡山保健所等の指示により（約2週間）、健康観察期間となる。

検体検査（PCR検査・抗原検査）の結果が陽性の場合

※丸数字は時系列を表しています。



- ①奈良県郡山保健所は、検体検査（PCR検査・抗原検査）の結果を職員、幼児児童生徒の保護者に電話連絡する。
- ②本人は、学校園へ電話連絡する。
- ③学校園は、生駒市教育委員会及び学校園医に電話連絡する。
学校園は、④で必要な書類※を用意する。
※濃厚接触者リスト、本人の行動記録、校園要覧、教室（保育室）平面図・写真及び本人が職員の場合は職員室の座席表
- ④学校園は、奈良県郡山保健所との協議に必要な書類を生駒市教育委員会に提出する。
- ⑤生駒市教育委員会は、市長及び対策本部に第1報を入れるとともに、生駒市医師会に電話連絡する。
- ⑥生駒市教育委員会は、奈良県郡山保健所と、濃厚接触者リストを基に濃厚接触者の特定協議を行う。→濃厚接触者の特定（検体検査（PCR検査・抗原検査）の調整）、休業範囲・休業期間の案を決定
学校園は、濃厚接触者リストにある保護者に電話連絡する。
- ⑦生駒市教育委員会は、市長に対し、奈良県郡山保健所との協議結果を報告するとともに、休業範囲・休業期間を協議し決定する。
- ⑧生駒市教育委員会は、決定した休業範囲・休業期間を下記に連絡する。
※報道発表資料は事前に奈良県郡山保健所等への報告が必要
- ・当該学校園（電話連絡するとともに、保護者向け文書をメール配信）
 - ・市議会（文書で報告）
 - ・報道機関（広報広聴課から文書で連絡、報道発表する場合もある）
 - ・教育委員（メールで報告）
 - ・生駒市医師会（電話連絡）
- ⑨当該学校園は、決定した休業範囲・休業期間を当該校の保護者にメール連絡する。
生駒市教育委員会は、決定した休業範囲・休業期間を下記に連絡する。
- ・PTA協議会（電話連絡）
 - ・他校園（保護者向け文書をメール連絡）
- ⑩他校園は、保護者にメール連絡する。
- ※濃厚接触者の検査結果が判明次第、上記フローチャートに準じて連絡等を行う。

(別紙1)

新型コロナウイルス感染症 疑い例報告書

新型コロナウイルス感染症に関して、報告があった内容を下記のとおり報告いたします。

報告日 令和 年 月 日

報告者

園児・児童・生徒（本人） フリガナ 氏名：
園・校名： 学年・クラス：
現住所：
①感染の疑いがある者（対象者） ・本人 ・家族（関係： 氏名： ） ・その他（ ） （仕事・勤務地： ） ②検査等の状況（あてはまるのも全てに○をし、記入してください） ・近しい者に感染が判明した者がいるため、濃厚接触者となる可能性がある ・保健所から濃厚接触者と特定された ・PCR検査・抗原検査（いずれかに○）を受けた（受ける予定） 受検日： 月 日 医療機関名： 結果判明日： 月 日 「結果が出たら早急に報告を」と依頼する ・「陽性」判明日： 月 日 ・「陰性」判明日： 月 日 ③対象者の現在の状況 ・発症している 時期 月 日（ごろ） →症状の概要 ・無症状
濃厚接触者と特定された経緯（検査を受けた、感染が判明した経緯）：
対象者のこれからの見通し（例：○月○日から、会社を休み、PCR検査の結果が出るまで自宅待機等）：
保健所もしくは医療機関から受けている指示：
本人の健康状況：
本人の出席状況：
きょうだい関係：

□記入後、速やかに、教育委員会 教育総務課（小中学校）、こども課（幼稚園・保育園）へ報告をしてください。

